

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成29年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 92,050 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	403,676	246,150	21,000		10,120	126,406
	高齢者福祉事業	439,379	4,235	396,600		2,857	35,687
	児童福祉事業	211,255	85,153	25,000	64,543	2,710	33,849
	母子福祉事業	2,392		2,100		22	270
	小計	1,056,702	335,538	444,700	64,543	15,709	196,212
社会 保険	介護保険事業	349,164	1,623		811	25,701	321,029
	国民健康保険事業	169,394	71,106			7,285	91,003
	小計	518,558	72,729	0	811	32,986	412,032
保健 衛生	高齢者医療事業	342,130	61,735			20,784	259,611
	病院事業	284,445			22,420	19,422	242,603
	疾病予防対策事業	46,631	2,712		2,122	3,098	38,699
	医療提供体制確保事業	2,801		2,100		51	650
	小計	676,007	64,447	2,100	24,542	43,355	541,563
合計		2,251,267	472,714	446,800	89,896	92,050	1,149,807